

特定都市河川浸水被害対策法施行令案要綱

第一 雨水が浸透しにくい土地

雨水が浸透しにくい土地として、鉄道線路及び飛行場を規定すること。

(第一条関係)

第二 河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定

一 河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法令の規定として、公営企業金融公庫法附則第十項第二号、河川法の規定、都市公園法施行令第十二条第二号の二及び第十六条第四号の二、河川法施行令の規定並びに独立行政法人都市再生機構法施行令第十条第一号及び第四号を定めること。

(第二条第一項関係)

二 河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法令の規定として、不動産登記法第八十一条第四項、第八十一条ノ八第二項及び第九十条第一項から第三項まで、自衛隊法第一百五十五条の十七第一項、河川法の規定、自転車道の整備等に関する法律第六条第二項、河川法施行令の規定、電気通信事業法施行令第三条第四号及び第四条第六号、地価税法施行令第二条第二項第一号並びに土壤汚染対策法施行令第九条第十号を定めること。

(第二条第二項関係)

三 河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法令の規定として、道路法第二十二條第二項、第二十三條第二項、第五十八條第二項及び第五十九條第二項、地すべり等防止法第十四條第二項、第十五條第二項、第三十四條第二項及び第三十五條第二項、河川法の規定、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六條第二項及び第二十二條第二項、独立行政法人都市再生機構法第十八條第一項第四号、国土調査法施行令第五條第四号、道路法施行令第一條第一項第一号、河川法施行令の規定、電気事業法施行令第三條第一項第七号、民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第二條第一項第四号並びに都市再生特別措置法施行令第三條第四号を定めること。

（第二條第三項関係）

第三 河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域

河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域を、当該雨水貯留浸透施設に係る地下若しくは空間について一定の範囲を定めた立体的区域又は当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域とすること。

（第三條関係）

第四 排水設備の技術上の基準に関する条例の基準

公共下水道管理者が条例で定める排水設備の技術上の基準についての政令で定める基準を、下水道法施行令の技術上の基準に相当する基準を含むものであること並びに雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして一定の要件に適合するものであることとする。

(第四条関係)

第五 雨水浸透阻害行為の許可等

一 許可を要する雨水浸透阻害行為の規模

許可を要する雨水浸透阻害行為として政令で定める規模を、当該行為をしようとする土地の面積が千平方メートル以上とすること。ただし、特に必要があると認める場合においては、都道府県(指定都市、中核市若しくは特例市(以下「指定都市等」という。))又は地方自治法の規定により都道府県知事の権限に属する一定の事務を処理することとされた市町村(以下「事務処理市町村」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。以下四及び第六の一において同じ。))は、条例で、五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができるものとする。

(第五条関係)

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

雨水浸透阻害行為の許可の適用除外となる行為を、主として農地又は林地を保全する目的で行う行為、既に舗装されている土地において行う行為及び仮設の建築物等の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限り。）とすること。

(第六条関係)

三 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為として雨水浸透阻害行為に該当するものを、ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為及びローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為とすること。

(第七条関係)

四 対策工事の計画についての技術的基準

1 対策工事の計画についての技術的基準を、基準降雨（一）のただし書の規定により条例が定められた

場合に当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めるとき、又は五の１の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨の強度の降雨が生じた場合に、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであることとする

こと。

(第八条第一項関係)

2 1の基準降雨は、都道府県の長が、当該都道府県の区域内の特定都市河川流域において十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨として定め、あらかじめ公示するものとする。

(第八条第二項関係)

五 技術的基準の強化に関する条例の基準

1 技術的基準の強化に関する条例の基準を、流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、四の１の基準降雨の強度を超える降雨(2において「強化降雨」という。)を定めることにより行うこととする

こと。

(第九条第一号関係)

2 強化降雨は、流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨のいずれかの強度を超えない範囲内で定めるものであり、かつ、当該特定都市河川流域にお

ける浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであること。

(第九条第二号関係)

六 収用委員会の裁決の申請手続

工事完了の検査等のための土地の立入り等によって生ずる損失の補償について協議が成立せず、支払われた金額に不服のある当該損失を受けた者が収用委員会に裁決を申請する場合の手続を定めること。

(第十条関係)

七 通常管理行為、軽易な行為その他の行為

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の適用除外となる行為を、雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為及び雨水貯留浸透施設等を一時的な利用に供する目的で行う行為(利用後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。)とすること。

(第十一条関係)

八 雨水貯留浸透施設の機能阻害行為

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為として、雨水貯留浸透施設の敷地である土地において物件を移動の容易でない程度に堆積^{たい}し、又は設置する行為、雨水貯留浸透施設を損傷する行為及

び雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為を規定すること。

(第十二条関係)

第六 保全調整池

一 保全調整池として指定する防災調整池の規模

保全調整池として指定する防災調整池の規模として政令で定める規模を、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、特に必要があると認める場合においては、都道府県は、条例で、百立方メートル未満で、別に定めることができることとする。

(第十三条関係)

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

保全調整池における行為の届出の適用除外となる行為を、保全調整池の維持管理のために行う行為及び保全調整池等を一時的な利用に供する目的で行う行為(利用後に当該保全調整池の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。)とすること。

(第十四条関係)

三 保全調整池の機能阻害行為

保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為として、保全調整池の敷地である土地において物件を

移動の容易でない程度に堆積^{たい}し、又は設置する行為、保全調整池を損傷する行為及び保全調整池の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為を規定すること。
(第十五条関係)

第七 収用委員会の裁決の申請手続

測量又は調査のための土地の立入り等によって生ずる損失の補償について協議が成立せず、支払われた金額に不服のある当該損失を受けた者が収用委員会に裁決を申請する場合の手続を定めること。

(第十六条関係)

第八 関係政令の改正

一 公共下水道管理者が条例で定める排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を、建築基準関係規定に追加すること。
(附則第三条関係)

二 日本道路公団等が行う雨水浸透阻害行為等について、都道府県知事との協議が成立することをもって当該雨水浸透阻害行為等の許可を受けたものとみなすものとする。

(附則第四条から第七条まで、第九条から第十四条まで及び第十六条から第二十六条まで関係)

三 宅地建物取引業者の広告の開始時期及び契約締結等の時期の制限として雨水浸透阻害行為の許可等の

後であることを追加し、説明を要する制限事項として雨水浸透阻害行為等を追加すること。

(附則第八条関係)

四 不動産特定共同事業者の広告の開始及び不動産特定共同事業の実施の時期の制限として、雨水浸透阻害行為の許可等の後であることを追加すること。

(附則第十五条関係)

第九 その他

- 一 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
- 二 所要の経過措置を定めること。
- 三 その他所要の改正を行うこと。